

令和 7 年度第 1 回丸亀市文化芸術推進審議会（書面会議）会議録	
日 時	令和 7 年 5 月 23 日（金）
出席者 （回答者）	大澤寅雄、近藤清志、篠原勉、嶋田典人、高橋勝子、中井今日子、 長原孝弘、橋本一仁、広谷鏡子、藤井満美、藤井睦子、森合音、 山下高志、山口雄一、横山純果
議 題	審議事項 （1）第二次丸亀市文化芸術基本計画（骨子）について
発 言 要 旨	
議題 審議事項 （1）第二次丸亀市文化芸術基本計画（骨子）について 回答者 15 名、うち意見あり 4 名 意見等は以下のとおり（順不同） （大澤委員） 資料 1 の第二次丸亀市文化芸術基本計画（骨子）について、以下のとおり意見します。 ・ 3 ページ「第 4 節 改定体制」の中で「次世代を担う子どもからのヒアリング」を取り入れて いられることに賛同します。とてもいいアイデアだと思います。 ・ 5 ページ「第 1 節 文化芸術をめぐる社会の状況」の＜文化芸術をめぐる社会状況の例＞の 最後に、「・文化芸術における体験格差の拡大」を挿入することを提案します。詳しくは第 2 回 の審議会で意見を述べさせていただければ幸いです。 ・ 8 ページ「第 2 節 基本方針」の 2 段落目で「【基本方針 2】文化芸術の多様な価値の創造」 を説明している文章で、「方針 2 では文化芸術そのものが価値創造により高められることを」と あるのですが、文意が伝わりにくいと感じました。「社会や経済などに対して文化芸術がもたら す多様な価値を創出することを」という理解で合っているでしょうか。 ・ 11 ページ「第 6 章 本計画の進行管理」で定性的な側面からの成果指標の設定について触れ ていますが、「数値だけでは推し量ることのできない変化を捉えることに重点を置き」という箇 所を「数値だけでは推し量ることのできない変化を<u>ヒアリングなどによって捉えることに重点 を置き</u>」と挿入してはいかがでしょうか。 →（市） ・ 5 ページ「第 1 節 文化芸術をめぐる社会の状況」の＜文化芸術をめぐる社会状況の例＞の 最後に、「・文化芸術における体験格差の拡大」を追記することについて、市でも現代社会にお ける重要な課題の一つであると認識しており、ご提案のとおり追記いたします。 ・ 8 ページ「第 2 節 基本方針」【基本方針 2】の「方針 2 では文化芸術そのものが価値創造に より高められることを」の文言について、文意が伝わりにくいとのこと意見承りました。こちら で意図しておりましたのは、「文化芸術そのものの質や価値が高められていくこと」です。ご提 示いただきました「社会や経済などに対して文化芸術がもたらす多様な価値を創出することを」	

という理解も、この方針に内包されていますため、より分かりやすい表現を検討します。

・11 ページ「第6章 本計画の進行管理」で定性的な側面からの成果指標の設定の中に「ヒアリングなどによって」という文言を追記することについては、市としましては、数値だけでは捉えきれない市民の皆様の文化芸術活動を通じた変化や、心の豊かさといった側面の把握が重要であると考えております。挿入箇所につきましては、ご提案の箇所に加え、同ページ3行目の「事務事業評価や市民調査等」と同列に並べることも視野に入れ、適切な表現となるよう検討を進めてまいります。

（高橋委員）

- ・全体的な組み立てについては了承しました。
- ・通常、計画等の作成の時は、「策定」としてありますが、あえて「改定」とする理由がありますか？「計画期間」や「対象となる文化の範囲」は改定されていない部分になっております。
- ・第2章 第1節 文化芸術をめぐる社会の状況の＜例＞ですが、デジタル化の進展（多様性）もあると思います。
- ・基本理念は、シンプルでいいと思います。
- ・基本方針に関しまして、第一次では、「まちづくり」の項目がありましたが、今計画では、その視点がなくなっています。社会包摂的な文化芸術の役割や、教育や福祉の範囲の連携などの組み込みはどこかに反映して欲しいです。
- ・第5章 本計画の推進体制
専門分野や専門機関とは連携・協働強化になっていますが、文化団体や市民活動団体とは、対話・交流促進で終わっています。市民との連携や協働の視点も大事だと考えます。

→（市）

- ・直ちに「改定」から「策定」に修正いたします。
- ・第2章 第1節 文化芸術をめぐる社会の状況の＜例＞について、ご指摘のとおり、デジタル技術の進展は文化芸術を取り巻く社会状況に大きな影響を与えており、その多様性を含め、例として追記いたします。
- ・第一次計画にあった「まちづくり」の視点、また社会包摂的な文化芸術の役割や教育・福祉との連携に関する視点は、ご指摘のとおり、文化芸術が地域社会に貢献する上で非常に重要であると認識しております。本計画においても、これらの要素を施策の中に具体的に組み込み、文化芸術がまちづくりに寄与する役割や、教育・福祉分野との連携を強化する方向で検討を進めています。なお、「まちづくり」という言葉は、基本方針で示すには範囲が広すぎるため、あえて方針の文言からは外しておりますが、個別の施策の中で、これらの視点を反映させてまいります。
- ・ご指摘のとおり、市民の皆様の文化芸術活動を支える文化団体や市民活動団体との連携・協働は、計画推進において不可欠であると認識しておりますため、推進体制の項目に組み込みます。

(藤井満美委員)

“P8 第3章 第2節 基本方針”及び“P9 第4章 施策展開”の中で、基本方針1と基本方針4について、「専門性の高い」芸術としていただきたい。

文化芸術における、多様な価値、多様なつながりは理解できるが、専門性の高い文化芸術が根本にあるのは間違いないと考えるため。

→ (市)

文化芸術の根幹に専門性の高い活動があるというご意見承りました。本計画では、専門性の高い文化芸術を含め、多様な文化芸術活動の推進を目指しています。特に、専門性の高い文化芸術が創造する価値やその質の向上については、基本方針2「文化芸術の多様な価値の創造」の中で取り扱う予定です。しかしながら、ご指摘のとおり、専門性の高い文化芸術は、他の基本方針に密接に関係する要素であるため、各基本方針における位置づけや表現について、より適切な形を検討してまいります。

(山下委員)

1. 基本理念に対する意見

新たな文化芸術基本計画（本計画）において掲げられた「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」という理念は、文化芸術の本質的な価値を社会全体の幸福に結びつけようとする重要な視座であり、文化政策の基盤にふさわしいものであると評価します。

この理念は、従来の「新しい価値と新しいつながりを生み出す」という抽象的表現から一歩進め、生活者目線での文化芸術の意義を直感的に共有しやすいものに変化した点で、より市民に開かれた表現となっています。

また、この理念は10年程度の中長期的視点で継続的に掲げるべき基本理念として位置づけられるべきであり、計画ごとに都度見直す対象ではなく、文化行政の根幹をなす恒常的な指針とすることを提言します。

2. 中長期方針（10年スパン）

以下の2項目は、文化芸術施策の骨格として継続的に維持すべき基本方針です。

- ・文化芸術の多様な価値の創造（基本方針2）
- ・歴史・文化の継承と発展（基本方針4）

ここでいう「価値の創造」は、「文化芸術の価値と創造」と「文化芸術による価値の創造」の両側面を含むものと解釈すべきです。前者は文化芸術そのものが持つ美的・歴史的・社会的価値の深化・発展を指し、後者は文化芸術を媒介として市民の暮らしや社会に新たな意味やつながりを創出する行為を指します。

これらの基本方針は、次の重点テーマを通じて具体化されるものと考えます：

- ・地域に根ざした文化芸術によるまちの魅力づくり
- ・デジタル技術・AI等の活用による文化創造・発信・参加の拡充

上記2項目は、今後の社会動向に左右されることなく、文化芸術施策の持続的展開の軸として位置づけるべきであり、原則として毎回の見直しにおいて変更する必要はないと考えます。

3. 短期計画（4年スパン）

社会・技術環境の変化を見据えた短期的施策には以下が含まれます。

- ・文化芸術に触れる機会の充実（基本方針1）
- ・文化芸術による多様なつながりの創出（基本方針3）
- ・地域文化資源を活用した文化によるまちづくり
- ・デジタル技術・AIの活用による文化アクセスと発信の強化など

これらの短期施策は、地域の課題や技術革新への迅速な対応を可能にする柔軟性を備えるものであり、中長期方針の具体化を担う実行計画として戦略的に設計されるべきです。

4. 中長期方針と短期施策の関係性

以下に両者の連携を示します。

- ・「文化芸術の価値の創造」および「文化芸術による価値の創造」は、「文化芸術に触れる機会」「市民参加の場」から育まれる
- ・「継承と発展」は「地域資源活用」や「教育・記録・アーカイブ整備」によって実現される
- ・「まちづくり」は「文化を通じた市民連携」「地域拠点整備」で具体化される
- ・「デジタル活用」は、文化の可視化・継承・発信・創作支援の基盤となる

5. 提言

- ・基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」は、中長期的文化政策の柱として明確に位置づけ、ぶれない方向性を確保すること
- ・中長期方針2・4は原則として維持し、文化政策の土台として継続使用すること
- ・短期施策は、中長期目標の具体化として柔軟かつ戦略的に設計し、PDCAサイクルを通じて進捗管理・評価を実施すること
- ・「文化芸術を生かしたまちづくり」の観点を「歴史・文化の継承と発展」の中に明示的に包含すること
- ・デジタル技術・AI活用は、文化の継承・創造・発信すべてに関わる横断的視点として明記すること

→（市）

- ・基本理念「誰もが心豊かに暮らせる社会の実現」につきましては、市としても文化行政の根幹に据えるべきものと考えております。
- ・「文化芸術の多様な価値の創造」（基本方針2）と「歴史・文化の継承と発展」（基本方針4）につきましては、文化芸術施策の骨格をなす重要な柱として認識しております。
- ・施策の実施状況等、本計画の進行管理につきましては、個別の取組ごとに具体的な実施計画を作成し、PDCAサイクルを活用した進捗管理・評価の仕組みを構築していきます。
- ・「文化芸術を生かしたまちづくり」の視点を「歴史・文化の継承と発展」の中に明示的に包含すること並びに、デジタル技術・AIの活用を文化芸術施策全体に関わる横断的な視点として明記することについては、計画の整合性を図りながら、適切な表現を検討してまいります。